

岸和田市障害のある児童の保育実施要領

岸和田市障害のある児童の保育実施要領（平成 21 年 1 月 6 日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要領は、岸和田市内の特定教育・保育施設等における障害のある児童（以下「障害児」という。）の保育（以下「障害児保育」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第 2 条 障害児保育の実施にあたっては、障害の種別、程度等が個別に判断され、当該児童に最も適した集団の場合、保育・療育の場が早期に準備され、発達が保障されることが重要であることを踏まえ、実施しなければならない。

（定義）

第 3 条 この要領において「特定教育・保育施設等」とは、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 34 条第 1 項第 1 号及び同項第 3 号並びに第 46 条の規定に基づいて運営されている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。

（障害児保育の対象児童）

第 4 条 障害児保育の対象となる児童は、岸和田市内に在住し、市内の特定教育・保育施設等に在籍する児童で、次の事項に該当する児童とする。

（1）集団保育が可能な児童

（2）日々の通所に支障のない児童

（3）発達検査及び保育観察の結果が、岸和田市障害のある児童の保育実施に係る対象児童の認定等に関する基準（平成 21 年 1 月 6 日施行。以下「認定等に関する基準」という。）に該当する児童

（4）前各号に掲げるもののほか、市長が認める障害のある児童

（保育時間）

第 5 条 障害児保育の実施時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、保護者の就労等の理由により、実施時間の延長の必要があると認めるときは、入所する施設長と協議の上、延長することができる。

（定員）

第 6 条 障害児保育の対象となる児童の定員は、それぞれの特定教育・保育施設等において障害児と健常児との集団保育が適切にできる範囲内（加配保育士の目安として 30 人）とし、当該施設の加配人数、児童数、歳児別の児童の状況等といった運営状況を考慮し、当該施設での議論の上、子育て施設課と協議し、決定するものとする。

（発達検査等）

第 7 条 市長は、特定教育・保育施設等の利用申込書に関する内容その他の情報により、障害児保育の実施が必要であると認めるとき又は保護者が障害児保育の実施を希望するときは、当該入所申込みに係る児童の保護者に対し、当該児童に係る発達検査の受診及び保育観察の実施を求めるものとする。

2 市長は、当該入所申込みに係る児童の発達状況を確認するため、当該児童の保護者に対し、当該児童に係る医師その他の専門家の診断書又は所見の提出を求めるものとする。

（保育観察）

第 8 条 前条第 1 項に規定する保育観察（保護者に対する問診、児童の遊び等を通じて当該児童の保育

課題を把握し、保育体制及び保育環境を検討するための観察をいう。以下同じ。)は次の各号に掲げる方法で実施するものとする。

2 保育観察は、原則市内の特定教育・保育施設等で実施する。

3 保育観察は、次に掲げる者で実施する。

- (1) 市立の特定教育・保育施設等に所属する保育士又は保育教諭
- (2) 民間の特定教育・保育施設等に所属する保育士又は保育教諭
- (3) 子育て施設課に所属する職員
- (4) その他子育て施設課長が必要と認めた者

4 保育観察を実施する者は、児童状況確認書（様式第1号）を用いて、当該児童の様子を記録する。
なお児童状況確認書の記載に相違がある場合、意見の調整を行う。

（障害児保育加配職員の人数の認定等）

第9条 市長は、認定等に関する基準により障害児保育の対象児童の認定及び障害児保育の実施にあたり必要となる職員の人数の認定を行うものとする。

2 市長は前項の認定を行ったときは、当該児童の保護者に対し、その旨を通知するとともに、当該認定を受けた児童について、特定教育・保育施設等への入所に係る審査を行うものとする。

（障害児保育の対象児童の認定を受けていない児童に係る認定等）

第10条 特定教育・保育施設等の施設長は、既に入所している児童のうち、障害児保育の対象児童の認定を受けていない児童について、障害児保育の実施が必要であると判断される場合、対象児童の認定を市長に請求することができる。既に対象児童の認定を受けている児童が、その認定を取り消す場合についても、同様とする。

2 特定教育・保育施設等の施設長は、前項の請求をする際は、当該入所児童の保護者に対し、事前にその旨を説明し、同意を得なければならない。

3 市長は第1項の規定により対象児童の認定の請求又は認定の取消しの請求があったときは、当該児童の保護者に対し、当該児童の発達検査の受診及び保育観察の実施を求めるものとする。

4 市長は、前項の発達検査及び保育観察の結果等に基づき、対象児童の認定又は認定の取消しを行い、その結果について、当該児童の保護者及び特定教育・保育施設等の施設長に通知するものとする。

5 前条第1項及び第3項の規定は、第10条第1項の場合において準用する。

（職員の配置）

第11条 市長は、第9条に規定する障害児保育の対象児童が入所する特定教育・保育施設等に対して、必要な職員が配置できるよう、適切な措置を講じなければならない。

（巡回発達相談及び研修の実施）

第12条 市長は、障害児保育を円滑に実施するため、障害児保育を実施する特定教育・保育施設等に対し、発達相談員その他の専門家による巡回発達相談を行うとともに、関係職員に対し、必要な研修を行う。

2 障害児保育を担当する職員は、第2条の規定の趣旨を踏まえ、常に自らの能力の向上と知識の蓄積を図り、常に自己研さんに努めるものとする。

（関係機関との連携）

第13条 市長は、障害児保育を円滑に実施するため、関係機関及び保護者との連携を密にし、必要に応

じて協力を求めるものとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日以後に入所する児童に係る障害児保育の実施について適用することとし、同日前に入所する児童については、なお従前の例による。